

質疑書に対する回答

公益財団法人エコサイクル高知  
代表理事

令和4年6月23日付けで公告した「佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備工事（エコ高知（佐川）第7号）」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	<p>浸出水処理施設発注仕様書 4ページ 第1章第4節 3の3)の(1)</p> <p>「太陽光発電設備の系統は受変電設備に接続する」とありますが、太陽光発電設備の仕様が不明なため、高圧受変電盤に接続端子を設け、取合うものと考えてよろしいでしょうか。</p>		
2	<p>浸出水処理施設発注仕様書 4ページ 第1章第4節 3の3)の(2)</p> <p>上水道からの引き込みについて、下記3点ご教示ください。 ①水圧、②引込み管口径、③引込み管底レベル</p>		
3	<p>浸出水処理施設発注仕様書 4ページ 第1章第4節 3の3)の(2)</p> <p>「管理棟や車両洗浄、その他最終処分場で必要な用水の受水槽設置」とありますが、「浸出水処理に必要な用水及び散水用水(=プラント用水)」のみを受水槽へ受け入れるものとし、他の生活等用水は上水配管から直接分岐使用することでもよろしいでしょうか。 生活等用水とプラント用水は混合することの無いように分けることが望ましいと考えます。</p>		

4	<p>浸出水処理施設発注仕様書 5ページ 第1章第4節 3の3)の(4)、(5)</p> <p>「ポンプ類の維持管理に必要なホイストレール等の管理設備の設置」とありますが、ホイストレールは浸出水および地下水集水ピット内に設置するそれぞれのポンプをピット外へ吊り出すために設けるものとし、監査廊内を地上まで移動させる目的ではないと考えてよろしいでしょうか。</p>		
5	<p>浸出水処理施設発注仕様書 5ページ 第1章第4節 3の3)の(6)</p> <p>処理水を循環水槽から埋め立て地内に送水するための機器設備、配管設備及び電気・計装設備の「制御に必要な水位計や状態監視は本工事範囲」とありますが、制御に必要な信号等の仕様に関してご教示願います。</p>		
6	<p>浸出水処理施設発注仕様書 5ページ 第1章第4節 3の3)の(6)</p> <p>想定用水量として記載のある「埋立地散水_約8,000L/日」については処理水のみでは不足する被覆施設散水量と考えてよろしいでしょうか。</p>		
7	<p>浸出水処理施設発注仕様書 9ページ 第1章第12節</p> <p>別途工事でモニタリング井戸を設置されますが、モニタリング時に電源が必要になることはない(手動での採水)と考えてよろしいでしょうか。</p>		
8	<p>浸出水処理施設発注仕様書 9ページ 第1章第12節</p> <p>運転管理データが本工事所掌となっていますが、対象は浸出水処理施設建設工事における施工範囲のみとし、管理棟・被覆施設に関するデータは含まないものと考えてよろしいでしょうか。</p>		
9	<p>浸出水処理施設発注仕様書 11ページ 第1章第12節 5の4)</p> <p>建物内備品で必要なものをご教示ください。</p>		

10	<p>浸出水処理施設発注仕様書 11 ページ 第1章第13節 4の1) の(2)</p> <p>「原水ポンプ槽および沈砂サイクロン等」とありますが、ともに「第2節_処理設備」に記載がありません。設置は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。</p>		
11	<p>浸出水処理施設発注仕様書 12 ページ 第1章第13節 4の11)</p> <p>「建物内に設置する監視制御盤により、各設備（別途工事の散水ポンプ等含む）の集中運転管理することができ、かつ現場盤操作により切替可能なこと」とあります。散水設備の運転及び一括故障の表示を監視盤にて表示させるものと考えてよろしいでしょうか。</p>		
12	<p>浸出水処理施設発注仕様書 12 ページ 第1章第13節 4の7)</p> <p>滅菌剤との接触ではなく薬品(次亜塩素酸ナトリウム)注入による滅菌としてもよろしいでしょうか。</p>		
13	<p>浸出水処理施設発注仕様書 21 ページ 第1章第19節 2の5)</p> <p>「各処理工程の処理状況及び各設備・装置の性能、稼働状況を調査し、設計時に定めた処理機能（定格機能を含む。）を確保する」とありますが、性能試験にあたり各工程ごとの処理水質を測定（1回）し、設計水質を満足することの確認を行うこととしてよろしいでしょうか。</p>		
14	<p>浸出水処理施設発注仕様書 21 ページ 第1章第19節 3の5)</p> <p>「性能試験運転中の経費は全て請負者の負担」とありますが、引き渡し時に性能試験が実施できない場合は施設稼働開始後に性能試験を行う事となります。その場合は性能試験に必要な経費（分析費、性能試験の人件費）のみ請負者負担とし、施設運営に必要な経費（水道・光熱費、薬品費、汚泥処理費、人件費）は範囲外と理解してよろしいでしょうか。</p>		

15	<p>浸出水処理施設発注仕様書 22 ページ 第1章第20節 1の1)の(4)</p> <p>維持管理費算出に必要な電力・水道・薬品・燃料等の単価にご指定がありましたらご教示ください。</p>		
16	<p>浸出水処理施設発注仕様書 26 ページ 第1章第21節 4の1)</p> <p>「正式引渡し後、およそ1年間に交換または補充を必要とする予備品および記録紙等の消耗品を納入」とあります。予備品について、P.21_第19節_1.保証期間に記載の期間と異なりますが1年間分としてよろしいでしょうか。</p>		
17	<p>浸出水処理施設発注仕様書 28 ページ 第2章第2節 1の(6)</p> <p>「集水ピット内に堆積する砂を排除」とありますが、「集水ピット」ではなく「沈砂槽」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>		
18	<p>浸出水処理施設発注仕様書 29 ページ 第2章第2節 6の(6)</p> <p>「汚水計量槽へ導水する」とありますが、調整手間を軽減するためインバータ制御による流量制御への変更提案を行ってよろしいでしょうか。</p>		
19	<p>浸出水処理施設発注仕様書 43 ページ 第2章第9節 1の(2)</p> <p>被覆施設への散水計画により循環水槽の必要量が決定されとありますが、日最大散水量(41m<sup>3</sup>)に対して8時間以上滞留できるものとして計画してよろしいでしょうか。</p>		
20	<p>浸出水処理施設発注仕様書 54 ページ 第3章第2節 12の2)の(2)</p> <p>薬品倉庫と倉庫(機材)の記載がありますが、倉庫保管用の薬品は少量と考えるので倉庫を兼用としてもよろしいでしょうか。</p>		
21	<p>浸出水処理施設発注仕様書 55 ページ 第3章第2節 14の1)の(3)</p> <p>「排水は、原水槽・雑排水槽へ移送し処理する」とありますが、原水槽は浸出水調整槽と読み替えてよろしいでしょうか。</p>		

22	浸出水処理施設発注仕様書 58 ページ 第3章第3節 2の3) 「本施設の事務室及び管理棟の事務室において、本施設の集中監視ができるものとする」とありますが、管理棟での監視とは遠隔監視機能を指し、設備設置に必要なスペース及び電源等については、提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。		
23	浸出水処理施設発注仕様書 59 ページ 第3章第3節 3の1)の(6) パンフレットの必要部数をご教示ください。		
24	浸出水処理施設発注仕様書 添付資料6 4ページ 集水ピット構造図(1) 図面では浸出水集排水管及び地下水集排水管が水槽壁に埋まっているように見えますが、緊急遮断弁を設置するため躯体から 200 mm程度離れた位置でフランジ取り合いとして頂きたいをお願いします。		
25	浸出水処理施設発注仕様書 添付資料6 4ページ 集水ピット構造図(1) 集水ピット(浸出水・地下水)に水中ポンプおよび緊急遮断弁メンテナンス用の作業床として蓋を設けていただくことは可能でしょうか。		
26	様式9「施工上の課題に関する所見」において、余白は変更してもいいでしょうか。 また、参考図等の貼り付け表示において、貼付けるために作成した表及び図面の中に記載した文字は、300字以内に含むのでしょうか。	余白幅は、印刷が可能な範囲で変更して構いません。 また、貼り付けした図表等に記載された文字も文字数に含みます。 なお、回答53もご覧ください。	7/6
27	様式9「施工上の課題に関する所見」において、施工計画の提案に際し、仕様性能の担保や向上のために図面の出来形を変更することは許容されるのでしょうか(遮水工層構成、躯体形状・造成断面等)。ご教示願います。	本工事の仕様を満足する提案は認めます。 ただし、提案いただいた施工計画に基づく工法及び使用材料等の変更に関しては、公告(共通事項)に記載のとおり、変更契約の対象とはなりません。	7/6
28	【全体】特記仕様書第3章工事 第2節において【参考】工事用道路(町道・鉾山専用道路)は、通行できる通行車両の大きさ、長さ、重量をどれくらいで想定されているのでしょうか。 また、「使用機械等により拡幅等が必要な場合は・・・協議すること。」と記載されていますが、設計変更対象ということよろしいでしょうか。	既往の工事実績から、全長12.4m、幅3.0m、重量約40t(車両重量約20t、積載重量約20t)のセミトレーラーは通行可能と想定しています。 設計変更については、契約書等に基づき協議を行い、決定します。	7/6

29	<p>【全体】特記仕様書第3章第1節 仮設工事等において、給排水施設、電気施設、工事用電話(インターネット回線付)の受電費用、NTT引きの費用、水道引込費用及び各種料金は、実施設計書(土木工事)明細第182号に費用が計上されていません。設計変更対象ということでしょうか。</p>	<p>監督員詰所に係る電気、水道、ガスの基本料金及び使用料は実績金額により清算します。</p> <p>現場事務所に係る当該費用は設計変更対象外ですので、監督員詰所に係る費用と区別して実績金額を算定できるようにしてください。</p>	7/6
30	<p>【全体】特記仕様書第4章工事中の環境モニタリング計画に記載されている内容は、明細表181号施工調査費の各項目の摘要欄に「対象外」と記載されていますが、今回の工事費に含まなく、協議後設計変更対象ということでしょうか。</p>	<p>土木工事の共通仮設費積上分-技術管理費として積上げしており、工事費に含まれています。</p> <p>なお、明細表第181号の摘要欄の「対象外」とは、積上げている各費用に諸経費を含んでいるため、現場管理費及び一般管理費の対象外であることを表しているものです。</p>	7/6
31	<p>【全体】特記仕様書第3章工事第3節造成工・盛土工(6)「南側斜面掘削時の安全性・・・における調査ボーリングを孔内傾斜計観測孔として動態観測を行う」と記載されていますが、明細表181号施工調査費の長大法面管理業務のことでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	7/6
32	<p>【全体】特記仕様書第3章工事第10節防災調整池工(2)「・・・必要に応じて濁水処理設備を計画すること」と記載されていますが、濁水処理施設は設計変更対象ということですか。また、沈砂池から河川への放流は排水基準の一律基準に準ずる水質を担保することで可能と考えますが、当該地域における上乘せ基準(及び特に注意を払うべき水生生物の生息)があるでしょうか。</p>	<p>設計変更については、契約書等に基づき協議を行い、判断します。</p> <p>また、当該地域は、水質汚濁防止法第3条第1項に規定する一律排水基準に加えて、高知県清流保全条例第11条による上乘せ基準(3 仁淀川水域に係る排水基準)が適用されます。</p> <p>なお、沈砂池から河川への放流は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定される特定施設には該当しません。</p>	7/6
33	<p>【全体】特記仕様書第3章工事 第16節仮設工(1)「防災調整池への仮設道路について・・・」、仮設道路のルートは自由に受注者が決めてもいいのでしょうか。(開発申請等に対して問題が発生しないでしょうか)</p>	<p>設計図書で示した仮設道路の計画図は参考図であり、受注者の判断で変更は可能です。</p> <p>ただし、設計図書のとおり開発申請を行っておりますので、変更が生じた場合は変更手続きを行う必要があります。</p>	7/6

34	<p>【全体】特記仕様書第3章工事 第16節仮設工(2)「仮設沈砂池を計画……」において工事の排水は、水中ポンプで沈砂池に入れるのでしょうか。また、沈砂池からの排水も水中ポンプを使用する計画でしょうか？図面番号232/232に記載されている沈砂池からの排水は、どこに流せば良いかご教示願います。</p>	<p>沈砂池に向けて排水勾配を確保し、自然流下により濁水を流入させることを想定しています。</p> <p>仮沈砂池B内の水は、自然越流により谷川に向けて排出することを想定しています。</p> <p>また、仮沈砂池A内の水は、集水ピット掘削時に発生する地下水を一旦貯留することを想定しています。谷川に向けての排出は、計上しているポンプ（口径200mm×5台）により行います。</p>	7/6
35	<p>(土木工事)実施設計書P27水替工(ポンプ排水 1式) 明細表 第99号の排水設備設置・撤去 1箇所となっていますが、沈砂池4か所計画されていますので水替え工は、流入出に2ポンプ必要なので2個×4か所 計8か所ではないでしょうか。また、排水設備運転(作業時排水)240日となる計算根拠をご教示願います。</p>	<p>34の回答のとおり、水替工は、集水ピット施工時の排水に使用します。</p> <p>期間は、集水ピット掘削開始から、推進工が完了するまで期間で設定しています。</p>	7/6
36	<p>【土木】(図面)実施のうち計画横断図87/232～94/232に示される土質区分D～CHについて、設計数量総括表ではリッパ掘削可能な「軟岩」に区分されております。実施工において、リッパ掘削不能となった場合は施工方法について協議いただけますでしょうか。</p>	<p>設計変更については、契約書等に基づき協議を行い、判断します。</p>	7/6
37	<p>【土木】特記仕様(別紙)工事用道路ルート図 工事用道路の工事車両等の通行に際して、周辺環境への影響低減(騒音、振動、粉じん)として特に留意すべき事項はありますでしょうか。</p>	<p>国道交差点及びその付近の町道沿いには、住家等が立地していることから、工事関係車両の走行による騒音、振動、粉じんへの配慮が必要です。</p>	7/6
38	<p>【全体】特記仕様書第3章工事 第15節残土仮置場整備工(3)「残土仮置場については、その他工事の土砂搬入が計画されている」と記載されていますが、土砂搬入のルート及び時期はいつを想定しているのでしょうか。また、処分場、進入道路の工事に影響があるのでしょうか。</p>	<p>令和6(2024)年度頃から、本工事の工事用道路を利用して土砂の搬入が予定されています。</p> <p>残土仮置き場等での作業時期が重複する場合は、当該土砂搬入者との調整が必要となります。</p>	7/6
39	<p>「特記仕様書第3節 一般事項 4」に各種の許可申請が8月に許可見込みとありますが、仮に許可が遅れた場合、どのような工事が着手できるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>起工測量等の準備工は着手できる予定です。</p>	7/6
40	<p>「特記仕様書第3節 一般事項 7」 「一般交通の安全誘導が必要となる箇所」とは、国道33号線と工事用道路(町道・鉱山専用道路)の交差点でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	7/6

41	(5)施工計画の評価 施工上の課題に関する所見 「①遮水シートの接合における接合不良を無くすための管理方法の工夫」記載されている管理方法の工夫とは施工方法も含まれるのでしょうか。	施工方法の工夫も含まれます。	7/6
42	図面番号113 漏水検知管計画平面図で、「袋とじ加工」という記述が各区画の境界部分にあります。設計書の明細表第31号 漏水検知管、あるいは明細表第29号 底面遮水において袋とじ加工の項目・数量がございません。袋とじ加工の費用は今回の工事費に含まず、契約後の協議事項と理解してよろしいのでしょうか。	袋とじによる遮水シート面積の増加等の設計変更については、契約書等に基づき協議を行い、決定します。	7/6
43	図面番号113 漏水検知管計画平面図で、「袋とじ加工」は各区画の境界部分のみとなっていますが、検知する区画の外周部分（法面遮水と底面遮水の境界部分）についても袋とじ加工が必要と考えます。図面に記載のない範囲の袋とじ加工の費用は今回の工事費に含まず、契約後の協議事項と理解してよろしいのでしょうか。	現時点では、当該箇所の袋とじは不要と判断していますが、設計変更については、契約書等に基づき協議を行い、決定します。	7/6
44	「遮水工計画平面図（図面番号112番）には「場内道路遮水工」という凡例がありますが、7【土木】（金抜）実施設計書にはそのような項目がありません。法面遮水工の数量に場内道路部の遮水工数量は含まれているのでしょうか。ご教示願います。	法面遮水工の数量に含まれています。	7/6
45	公告（個別事項） P5 第3入札日程等に関する事項 3 設計図書等の質疑 提出期限、回答期限の記載がありますが、期間内であれば、質疑は都度提出ができ、回答も都度いただくことができるのでしょうか。ご教示ください。	質疑については、提出期限内までの間、複数回に分けて提出することは可能です。 また、質疑への回答は、期限を待たず、作成できた項目から回答する予定です。	7/6
46	公告（個別事項） P8 第5提出書類一覧 申請書等様式・資料11 施工上の課題に対する所見（様式9） A4 2ページ以内で作成とあります。今回、3つの評価項目がありますが、項目の分量は各社にゆだねるという理解でよろしいのでしょうか。ご教示ください。	公告に示した条件（本文の文字フォントサイズ：10.5ポイント程度、文字数：1項目300字以内）以外については、各社の判断により作成してください。 なお、回答26もご覧ください。	7/6



47	<p>設計図書 02_R04 エコ高知 (佐川) 7【土木】(金抜) 実施          施工条件明示書 P3 5.その他</p> <p>(1) 施錠及び現場入退場について          「受注者は現場への入口施錠が日々必要である。」とあります。日々必要とは、資機材運搬車が入り出す都度施錠なのか、毎朝に開錠、毎夕施錠すればいいのかご教示ください。</p>	<p>鉦山区域内への工事関係者以外の立ち入りを防止するため、鉦山専用道路入口の門扉は常時施錠が必要です。          このため、原則、資機材運搬車の出入り毎に開錠及び施錠が必要となります。</p>	7/6
48	<p>設計図書 02_R04 エコ高知 (佐川) 7【土木】(金抜) 実施</p> <p>工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員 A 900 人とあります。配置場所は各社にゆだねるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>交通誘導警備員の配置場所は、工事用道路と国道 33 号の交差点付近を想定しています。          なお、詳細な配置場所は、受注後の施工計画打合せの中で、受注者の提案を踏まえ、協議を行い決定します。</p>	7/6
49	<p>設計図書 01_R04 エコ高知 (佐川) 7【全体】特記仕様書          P17 第3章 工事</p> <p>第1節 仮設工事等、第2節 工事用道路に関する留意事項にも関係するかと思いますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道脇に常設の LED 看板等設置は可能でしょうか。また、開始終了時に設置回収を日々実施すると設置は可能でしょうか。ご教示ください。</li> <li>・国道 33 号線から町道、工事用道路への出入口に常設の看板や回転灯の設置は可能でしょうか。また、開始終了時に設置回収を日々実施すると設置は可能でしょうか。ご教示ください。</li> </ul>	<p>契約後の道路管理者との協議により、設置の可否を決定します。</p>	7/6
50	<p>様式 9</p> <p>施工上の課題に対する所見「遮水シートの接合における接合不良を無くするための管理方法の工夫」は「遮水シートの接合における接合不良を無くするための接合部施工品質向上の工夫」でもよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>遮水シートの接合不良を無くするための施工方法や接合が適切に行われているか確認するための施工後の管理方法の工夫を記載してください。</p>	7/6
51	<p>様式 9 施工上の課題</p> <p>様式 9 において、施工上の課題の欄が「-」で表示されていますが、今回の案件では、この欄には記載しないということでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>記載の必要はありません。</p>	7/6

52	<p>様式9 施工上の課題</p> <p>施工計画の評価項目が①「遮水シートの接合管理」、②「濁水対策」、③「交通事故、渋滞対策」、とそれぞれ異なるため、施工上の課題はそれぞれの項目について、様式9の欄に記載するということでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>様式9の①から③の各欄に記載してください。          なお、回答26及び46もご覧ください。</p>	7/6
53	<p>様式9 記載方法</p> <p>具体的な施工計画の欄は、文字数300字以内となっていますが、数字や英字等の小文字は、1文字0.5文字となるのでしょうか。ご教示願います。また、文字フォントサイズは10.5ポイント程度となっていますが、文字フォントや色の変更および下線の使用は可能でしょうか。ご教示願います。</p>	<p>数字や英数字は小文字でも1字とします。なお、単位の「㎡」や「m³」は上付き文字を含めて、1字とします。          文字の色の変更および下線の使用は認めます。          また、文字フォントは、10.5ポイントから若干の拡大、縮小は認めます。</p>	7/6
54	<p>工事用道路</p> <p>工事用道路(町道・鉾山専用道路)に交通安全のための、看板や設備を設置することは、可能でしょうか。</p>	<p>鉾山専用道路については、設置可能です。          また、町道に関しては、道路管理者との協議が整った場合、設置可能です。</p>	7/6
55	<p>交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員が900人予定されていますが、配置場所、日当り人員、配置期間について、ご教示願います。</p>	<p>配置場所は48の回答のとおりです。          日当り人員、配置期間は、工事関係車両が工事用道路と国道との交差点を通行する日に1名配置することを想定しています。</p>	7/6
56	<p>閲覧資料</p> <p>当該工事にかかる工程や設計根拠等を示した実施設計資料を開示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>現在、示している設計図書により積算等を行ってください。          なお、工程表は、設計図書(R04エコ高知(佐川)7【被覆施設】(閲覧・契約用)実施)で示している工程を参照してください。</p>	7/6

57	<p>公告（個別事項） P.1 第1 入札に付する事項 9 低入札価格調査・最低制限価格</p> <p>調査基準価格につきましては、①土木工事、②被覆施設建築工事、③浸出水処理施設建設工事のそれぞれに設定されていますでしょうか。</p>	<p>高知県の定める「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）」に基づき、①土木工事、②被覆施設建築工事、③浸出水処理施設建設工事ごとに価格を算出し、その合計額を調査基準価格とします。</p> <p>ただし、その合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とします。（当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は切り上げます。）</p>	7/6
58	<p>公告（個別事項） P.8 第7 その他事項 2 低入札価格調査における失格基準</p> <p>低入札価格調査における失格基準につきまして、「低入札者の工事費内訳書の土木工事、被覆施設建築工事、及び浸出水処理施設建設工事の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回る場合は、失格とする。」とありますが、失格基準は①土木工事、②被覆施設建築工事、③浸出水処理施設建設工事のそれぞれに設定されていますでしょうか。</p>	<p>高知県の定める「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」に基づく失格基準価格を①土木工事、②被覆施設建築工事、③浸出水処理施設建設工事のそれぞれに設定します。</p>	7/6
59	<p>公告（共通事項） P.7 表1 企業の評価 公告（個別事項） P.6 第4 総合評価の評価基準等（2）企業の評価</p> <p>「独占禁止法違反等による指名停止の状況」の評価につきましては、「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領」に記載のとおりと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領（平成19年3月20日付け18高建管第831号土木部長通知）」に記載（下記）のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札（高知県発注工事に限る。）において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間において、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。</p>	7/6

60	<p>公告（共通事項） P.3 第2 入札参加の方法等 2 作成要領等  (2) 個別書類の作成における注意事項  オ 特定建設工事共同企業体協定書</p> <p>J V構成企業の出資比率につきまして、出資比率の要件（各構成員 15%以上、代表構成員は他の構成員と同等以上）を充足していれば、契約締結後に工事内容に変更が生じた場合などに出資比率は変更可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>出資比率の変更は、出資比率の要件（各構成員 15%以上、代表構成員は他の構成員と同等以上）を満足する範囲内であれば、各構成員間での協議が整えば、変更は認めます。  なお、変更時には、改めて変更協定書の提出が必要です。</p>	7 / 6
61	<p>公告（共通事項） P.3 第2 入札参加の方法等 2 作成要領等  (2) 個別書類の作成における注意事項  オ 特定建設工事共同企業体協定書</p> <p>J Vの形態につきましては、出資比率の要件を充足していれば、国土交通省の共同企業体標準協定書（特定建設工事共同企業体協定書（乙型））に基づく乙型 J V（分担施工方式）も含め、事業者にて任意に選択可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本工事の特定建設工事共同企業体の方式は、甲型 J V（共同施工方式）です。  乙型 J Vでの特定建設工事共同企業体での参加は認めていませんので、様式 10 に基づき、協定書を作成してください。</p>	7 / 6
62	<p>公告（個別事項） P.3 2章</p> <p>「3 その他の構成員①の要件」の配置技術者要件について、監理技術者制度運用マニュアルに記載されているように、工場製作期間から現地工事期間への移行時期に担当技術者の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正令和 2 年 9 月 30 日国不建第 130 号）」の二-二（4）監理技術者等の途中交代で示されている事由であれば、本工事における監理技術者等の途中交代は可能です。</p>	7 / 6
63	<p>公告（個別事項） P.3 2章</p> <p>「3 その他の構成員①の要件」の配置技術者要件について、入札参加申請時に配置技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を申請することが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公告（共通事項） P.3 第2 2（2）イ（イ）の記載のとおり、申請書提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の候補者を記載することは可能です。</p>	7 / 6

64	<p>公告（個別事項） P.8 5章 様式10 P.1 4条</p> <p>提出書類一覧の様式・資料に「13 協定書（様式10）」とあり、入札参加申請時に提出することとなっていますが、様式10には、工事を請け負わなかった場合の解散に関する条項がありません。そこで、様式10の「(成立の時期及び解散の時期)第4条」に、「2 整備工事を請け負うことができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該整備工事に係る建設工事請負契約が締結された日に解散するものとする。」を追加し提出することと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>様式10（協定書）に質問いただいた条項を追記する必要はありません。</p> <p>工事を請け負わなかった場合の解散の時期については、協定書に定めがない事項ですので、協定書第25条（協定書に定めがない事項）に基づき、各構成員間で協議のうえ、解散することになります。</p>	7/6
65	<p>公告（個別事項） P.7 第4 (5) 施工計画の評価 評価項目②</p> <p>西側鉾山内に設ける残土仮置場で発生した濁水は、鉾山内の濁水と混合して処分場本体工事と異なる河川に流出するため、提案の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>具体的な提案に対する評価の適否については回答できません。</p>	7/6
66	<p>公告（個別事項） P.7 第4 (5) 施工計画の評価 評価項目③</p> <p>国道33号と工事用道路交差点部に仮設物を設置する提案は認められるのでしょうか。それとも第三者との協議が必要な提案として認められないのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>具体的な提案に対する評価の適否については回答できません。</p>	7/6
67	<p>特記仕様書 P.21 第4章 第2節</p> <p>SSおよび濁度を調査することとなっていますが、工事からの排水に関する基準について、ご教示願います。</p>	<p>SSの基準値は25 mg/Lです。濁度の環境基準値はありません。</p>	7/6
68	<p>見積参考資料 実施設計書 P.9</p> <p>交通誘導警備員の配置は事前に監督職員と協議となっていますが、評価項目対象地点である国道33号と工事用道路交差点部に配置する予定はあるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>48、55の回答のとおりです。</p>	7/6

69	<p>公告（個別事項） P.7 第4 （5） 施工計画の評価</p> <p>特記仕様書において「必要となる場合」など条件付きでの実施が規定されている内容に関する提案は、提案として認められるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>入札公告様式一覧表 様式9の注意書きに記載のとおりです。</p>	7/6
70	<p>公告（個別事項） P.7 第4 （5） 施工計画の評価</p> <p>特記仕様書において「監督職員と協議の上決定すること」とされている事項について、具体的内容を示す提案は、提案として認められるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>入札公告様式一覧表 様式9の注意書きに記載のとおりです。</p>	7/6
71	<p>特記仕様書 P.3 第1章 第3節 8</p> <p>関連工事が規定されていますが、一部用地や施設の引き渡し期限は設定されているのでしょうか。設定があればその期日をご教示願います。</p>	<p>被覆施設建築工事実施設計書（閲覧・契約用）の特記仕様書に記載しています概成工期及び工程表を参照してください。</p>	7/6
72	<p>特記仕様書 P.17 第3章 第2節</p> <p>工事中の道路となる鉱山専用道路にはゲートが設置してあり、施錠されていることが多いようですが、車両走行の時間制約はあるのでしょうか。工事車両走行可能時間帯をご教示願います。</p>	<p>作業日は、原則として、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とします。</p> <p>作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとします。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業または騒音・振動を発生する恐れのない作業等、合理的な理由がある場合については、発注者の承諾を得ることで、上記の日時以外に行うことも可能です。</p> <p>なお、施錠については、回答47をご覧ください。</p>	7/6
73	<p>特記仕様書 P.17 第3章 第10節</p> <p>防災調整池の放流部は東側の谷川での作業となりますが、施工時期に制約はあるのでしょうか。制約があればその時期についてご教示願います。</p>	<p>施工時期の制約はありません。</p>	7/6

74	<p>特記仕様書 P.22 第4章 第4節</p> <p>猛禽類への影響確認が規定されていますが、施工範囲で施工可能時期・期間等の制約はあるのでしょうか。制約があればその内容をご教示願います。</p>	<p>モニタリングにより営巣が確認された場合、営巣地と施工区域の位置関係を考慮しながら、繁殖期を避けた施工、段階的な施工の実施、防音シートの設置を実施します。</p> <p>(佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場環境影響評価書 5-306 参照)</p> <p>詳細については、受注後に協議を行い、決定します。</p>	7/6
75	<p>公告（個別事項） P2～3 第2 入札参加資格</p> <p>代表構成員の要件、その他の構成員①の要件にそれぞれ経営事項審査の総合評定値が条件となっておりますが、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しの添付は必要でしょうか。必要な場合は提出時に代表構成員、その他の構成員①それぞれどのページに添付すればよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>経営事項審査結果通知書の写しの添付は必要です。</p> <p>公告（共通事項）第2（2）エ 令和4年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しの後ろに添付してください。</p>	7/6
76	<p>公告（共通事項） P2 第2 入札参加の方法等 2 作成要領等</p> <p>申請書類作成における共通注意事項として、「CORINS 等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏あわせて4ページ分となる。）」とありますが、配置予定技術者に関する挙証資料である健康保険証や技術検定合格証明書等も同様の印刷方法でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	7/6
77	<p>公告（個別事項） P5</p> <p>第3 入札日程等に関する事項 1 申請書等の様式取得・提出</p> <p>持参する申請書は紙1部でよろしいでしょうか。</p>	<p>申請書はA4サイズで印刷したものを1部提出してください。なお、様式9については、電子データ（CD-Rに保存した形）をあわせて提出してください。</p>	7/6
78	<p>添付資料3 地質調査資料 P1 図1 概略平面図</p> <p>水処理施設建設場所地盤について no.8 ボーリング箇所が一番近接と考えますが実際の施工場所とは異なるため、受注後調査により相違があった場合、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。</p>		

79	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P21 第19節 性能保証</p> <p>保証期間について、期間中点検を実施することとなっておりますが対象は機械設備と考えてよろしいですか。</p> <p>また、メーカー点検を想定されていますか、施工者もしくは維持管理会社の点検でよろしいでしょうか。</p>		
80	<p>様式10（共同企業体用）協定書</p> <p>入札参加者の構成において、(様式10)共同企業体協定書では、各構成の責任について連帯責任を負うこととされておりますが、土木工事、建築工事、水処理施設建設工事の各請負事業者が自己の担当業務に関するものに限り負担する構成とした協定書に修正することは可能ですか。</p>	61の回答のとおりです。	7/6
81	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P1 第2節 工事概要</p> <p>3. 事業範囲</p> <p>請負者の事業範囲として、浸出水処理施設に関する実施設計とありますが、建築士法上、300㎡を超える建築物の設計受託契約及び工事監理受託契約に関しては、書面による契約が義務化されております。設計契約書案をご提示ください。</p>		
82	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P2</p> <p>3. 計画原水水質・計画処理水水質</p> <p>搬入廃棄物性状の変動により計画原水水質が変わった場合は処理水水質の変更も可能という理解してよろしいでしょうか。</p>		



83	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P12 第14節 設計施工方針 1. 適用範囲</p> <p>「本仕様書に明記されていない事項でも、本施設の目的達成のために必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるもの」とありますが、施工者として合理的に当然必要と判断するものという理解でよろしいでしょうか。仕様書に明記されていない事項は設計変更の対象となると理解してよろしいでしょうか。</p>		
84	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P15 第15節 設計施工条件 1. 設計条件4) 本仕様書の記載事項</p> <p>「本仕様書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるもの」とありますが、施工者として合理的に当然必要と判断するものという理解でよろしいでしょうか。</p>		
85	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P18 第15節 設計施工条件 2. 施工条件4) 一般条件(11) 工事説明用リーフレットの提出</p> <p>「工事説明用リーフレットの著作権は発注者に帰属する。」とされていますが、著作権については、原則として著作者に帰属しますので、当該リーフレットが著作物に該当する場合は、著作権は受注者に帰属し、発注者は当該リーフレットを利用することができるという理解でよろしいでしょうか。</p>		
86	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P19 第18節 契約不適合条件 1) 契約不適合責任 (1) 設計の契約不適合責任</p> <p>設計の契約不適合期間において、公共建築設計業務標準委託契約約款では、引渡から原則2年とされているところ、10年とされており、請負者の負担が過大となります。契約不適合責任期間については、同約款に倣って、2年でご協議いただくことは可能でしょうか。</p>		

87	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P21 第19節 性能保証 2. 性能保証事項</p> <p>「2. 性能保証事項」に記載の性能が未達となった場合のペナルティについて、具体的な内容をご教示ください。</p>		
88	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P21 第19節 性能保証</p> <p>性能保証は浸出水処理施設建設工事のみに求められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>		
89	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P22 第19節 性能保証 3) 性能試験方法</p> <p>「…なお、浸出水処理施設において原水が著しく計画水質ならびに水量と異なり、本工事期間中に性能試験が実施できない場合等には、発注者と協議して覚書等を作成し、…」と記載がありますが、性能試験が出来なかった場合には、性能試験を実施後に性能保証が開始されるという理解でよろしいでしょうか。</p>		
90	<p>特記仕様書 第3節 一般事項 6</p> <p>「受注者は、契約書、設計書及び仕様書に明記されていない事項であっても工事施工上当然必要と認められる軽微な事項については、自己の負担で処理するものとする。」とされていますが、「軽微な」という表現は主観による判断となるため、発注者・受注者間で解釈に相違が発生する可能性があります。契約金額に含めることが適当でない場合は、契約書に基づき、契約金額の変更協議をいただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>当初の契約金額に含んでおらず契約書、設計書及び仕様書に明記されていない事項について、施工が必要と考えられる場合の設計変更の取扱いは、契約書等に基づき協議を行い、決定します。</p>	7/6

91	<p>特記仕様書 P21～22 第4章 工事中の環境モニタリング計画 第1～4節</p> <p>工事中の環境モニタリング計画における、モニタリング結果の基準値についてご教示ください。</p>	<p>河川水の水質については、67の回答のとおりです。</p> <p>生活用井戸については、「飲用井戸における定期的水質検査(水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号))」で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度及び濁度について、測定し、同省令に定める基準を満足しているか確認します。</p> <p>大気質については、佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場環境影響評価書5-45、5-64に示した参考指標を基準値とします。</p>	7/6
92	<p>特記仕様書 P21～22 第4章 工事中の環境モニタリング計画 第1～4節</p> <p>工事中のモニタリング結果が基準項目を満たしていない場合、受注者に求められる対応(ペナルティの有無等)についてご教示ください。</p>	<p>基準値を超過した場合のペナルティはありませんが、基準を満足するための追加の対策を協議のうえ、実施していただきます。</p>	7/6
93	<p>特記仕様書 P21～22 第4章 工事中の環境モニタリング計画 第1～4節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策を講じたにも関わらず基準項目を満たすことができない場合の、本契約の取扱いをご教示ください。</li> <li>・モニタリングの結果、万が一工事が継続できないと判断された場合、「建設工事請負契約書(金銭保証用)」第20条2項及び3項並びに第55条は適用対象となるのかご教示ください。</li> </ul>	<p>基準を満足するための追加の対策を協議のうえ、実施していただきます。</p> <p>発注者が、契約書第20条第2項に基づく一時中止をさせた場合、受発注者間で同条第3項に基づく協議を行います。</p> <p>また、契約を解除する場合、契約書に基づく協議を実施し、解除に伴う措置を決定します。</p>	7/6
94	<p>特記仕様書 P21～22 第4章 工事中の環境モニタリング計画 第1～4節</p> <p>モニタリング対象となる調査項目について、引渡後に受注者に対して当該項目の基準を満たすことの保証は求めないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	7/6

95	<p>建設工事請負契約書 P17 46条</p> <p>本条第1項の規定によりこの契約が解除された場合、第57条第2項の規定を準用するとされていますが、本条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合の違約金については、第56条の2に定められております。したがって、本条第2項については、本条第1項第4号又は第5号に該当する場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。</p>		
96	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P18 第16節 1. 試運転 2)</p> <p>試運転期間は[7]日以上とありますが、異状がなければ7日で終了という理解でよろしいでしょうか。</p>		
97	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P19 第18節 1) (1) ②</p> <p>「設計図書において提示される耐用年数」とは何を指しているのかご教示ください。</p>		
98	<p>浸出水処理施設建設工事 発注仕様書 P21 第19節 3 1)</p> <p>「性能試験」とは、同項の「1. 保証期間」に示す「年1回の（保証期間中に3回）の総合的な点検」のことでしょうか。ご教示ください。</p>		
99	<p>公告（個別事項）第1－9</p> <p>低入札価格調査・最低制限価格の項目に、高知県の定める「建設工事低入札価格調査制度事務処理要綱（平成19年6月20日付け）」に基づく低入札価格調査制度を適用と記載がありますが、当該要領は令和4年に改正版が発行されております。 改正後の要領が適用されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>7 / 6</p>

100	<p>工期</p> <p>共通費の算定に関わる工期Tについて、工期（T）の設定の考え方は、統一基準「公共建築工事積算基準等資料（令和4年改定）：第3編 共通費：第2章 共通仮設費 2 共通仮設費の算定方法、及び第3章 現場管理費 2 現場管理費の算定方法」に準じ、  （開札予定日+7日～令和7年8月31日）÷30日=37.33  で、工期（T）は37.3ヶ月と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>積算方法に関することはお答えできません。  被覆施設建築工事実施設計書（閲覧・契約用）に示してあります工程表を参照してください。</p>	7/6
101	<p>公告（共通事項）第8低入札価格調査</p> <p>本件入札では「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」の規定に基づき調査基準価格等を設けられますが、『被覆施設建築工事』は(2) 建築工事の場合を適用し、『土木工事』と『浸出水処理施設建設工事』は(1)(2)以外の工事の場合を適用すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	7/6
102	<p>公告（個別事項）第4(5)施工計画の評価 ③</p> <p>工事用道路内に機材を設置するような工夫は、公告（個別事項）第4(5)施工計画の評価項目③の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>具体的な提案に対する評価の適否については回答できません。</p>	7/6
103	<p>公告（個別事項）第4(5)施工計画の評価 ③</p> <p>国道33号に機材を設置するような工夫は、公告（個別事項）第4(5)施工計画の評価項目③の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>具体的な提案に対する評価の適否については回答できません。</p>	7/6
104	<p>図面番号 232/232</p> <p>工事排水は図面番号 232/232「仮沈砂池計画平面図」に示される仮沈砂池A及びBに一旦集水してから、現場外に排水する計画と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>34の回答のとおりです。</p>	7/6

105	<p>総合評価方式における若手・女性技術者について</p> <p>現場代理人に若手・女性技術者を配置する場合に、様式7-4の注意書1において、～実務経験証明書の写し等を添付すること。との記載がありますが、実務経験証明書は必要でしょうか。また必要な場合、様式はございますか。</p>	<p>現場代理人に建設業法第7条第2号イ、ロに該当する技術者を配置する場合、国土交通省又は都道府県知事に提出された実務経験証明書(建設業法施行規則様式第9号)の写しを提出してください。</p>	7/6
-----	--	--	-----